

返金制度に関する事項

1.株式会社H K R（乙）が求人者（甲）に紹介した採用労働者が、自己都合又は甲の就業規則違反等の採用労働者の責に帰すべき事由により、入社後3か月以内に退職したときは、乙は紹介手数料の半額を甲に返還する。

2.前条の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。

なお、甲乙の協議により、他の採用労働者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。